

届出をしようとする者の使用に係る電子計算機  
に係る技術的基準

(平成一五・三・二四閣・財・文・厚・農・経・国・環告一)  
(改正平成一六・三・二九閣・財・文・厚・農・経・国・環告一)

内閣総理大臣 名  
財務大臣 名  
文部科学大臣 名  
厚生労働大臣 名  
農林水産大臣 名  
経済産業大臣 名  
国土交通大臣 名  
環境大臣 名

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び  
管理の改善の促進に関する法律施行規則(平成  
十三年内閣府、財務省、文部科学省、厚生労働  
省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環  
境省令第一号。以下「規則」という。)第十一  
条に規定する届出をしようとする者の使用に係  
る電子計算機は、次の各号に掲げる機能のすべ  
てを備えたものでなければならぬ。  
一 規則第十一條に規定する指定電子計算機  
に備えられたファイルから入手した排出量  
等届出様式に入力できる機能  
二 都道府県知事の使用に係る電子計算機と  
通信できる機能